

京都市告示第137号

介護保険法（以下「法」という。）第42条の2第1項及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第78条の5第2項及び法第115条の15第2項の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成23年5月31日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

株式会社 ニチイ学館（代表取締役 齊藤 正俊）

2 届出者の主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河2-9

3 廃止する事業所の名称

ニチイケアセンター神戸西代

（介護保険事業所番号2890600063）

4 廃止する事業所の所在地

兵庫県神戸市長田区西代通4丁目7番1号

5 廃止年月日

平成23年5月31日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）